旭日単光章を授ける（以上二十三年十二月四日）
岡部　信雄　依田　一治
旭日双光章を授ける（各通）
安部　秋彦　荻野　忠夫　坪田　榮治
（大村市議会議員）
旭日単光章を授ける（以上二十三年十二月五日）
宮本　武昭　松岡　泰洪
旭日小綬章を授ける
宮崎　文雄
旭日双光章を授ける
井浪　清　唐澤　俊昭　川合　鉄男
旭日単光章を授ける（以上二十三年十二月六日）
石川　善民　太田　清喜　仲原　正之
旭日単光章を授ける（二十三年十二月七日）
江口辰四郎
石井　正彦　今松　節夫　中野渡秀男
鴨井　三郎　郡司　治男　西田　良通
永友　昭夫　永山　和正　平塚　雅英
原田　節夫　日高　純一　山本　英孝
森井　晃　藤井　昌俊
瑞宝双光章を授ける（各通）
海鋒　明彦　清水　邦敬
長嶺　一洋　福島　榮弐
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十三年十一月二十八日）
黒須　勝二
瑞宝小綬章を授ける
池崎　義次　氏木　孝志
亀井　賢司　坂口　善烝
谷口　勝次　大堀　志朗
（新潟県阿賀町公立学校長）
古川　敏堯　星野　武　鈴木　郁夫
三本　尚　森　寛一　土田　良一
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上二十三年十一月二十九日）
山崎　惠三　増村　隆盛
浅沼清太郎
瑞宝重光章を授ける
（東北大学名誉教授）
稲田　太郎
瑞宝中綬章を授ける（各通）
佐藤　敦久
上玉　俊男　齊木　直治
瑞宝小綬章を授ける（各通）
池上　益吉　猪瀬　操　藤本　勤
星野　輝男　村上忠太郎　小野　盛雄
諸橋　祐三　村野　一郎
瑞宝双光章を授ける（各通）
井上　末夫　佐々木　昇　須藤　久雄
高橋　要吾　中本　正　前田　利治
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十三年十一月三十日）
小森　良郎

桑原　則一
瑞宝小綬章を授ける（各通）
池原　恒徳　神津　昭
立田　一郎　千葉　隆三　林　文挾　利一
瑞宝双光章を授ける（各通）
上里　千葉　隆三　上田千代吉
瑞宝単光章を授ける（以上二十三年十二月一日）
（新潟大学名誉教授）
原　耕二
瑞宝中綬章を授ける（各通）
槇本　雅文
北川　東子　賴角重次郎
瑞宝小綬章を授ける（各通）
小川　唯心　関谷　修省
清原　幸雄　尾崎　靖
菅原　光喜　貞永　四郎　加賀　達善
瑞宝双光章を授ける（各通）
藤原　薫　田邊　富万　柴田　末治
岡野　榮一　前崎　信幸　田村　勝利
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十三年十二月二日）
柏木　一夫　近藤　幸弘
水戸瀬隆三　山野　峰信
（副検事）
池内　弘明
瑞宝小綬章を授ける（各通）
望月　保
伊藤　昇　稲垣　仁平
飯塚　政高　岩柳　正巳　北嶋　義弘
井上　弘之　鶴町　利雄　中川　玄忍
小泉　豊子　平野　平　山田　省吾
瑞宝双光章を授ける（各通）
埴原　博三　池端　金藏
堀川　宣裕　印牧　圭吾
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十三年十二月三日）
松尾　郁子
瑞宝小綬章を授ける
阿部五月男　大鎌　謙治
倉橋　義一　小柴　貞夫　川口　恒男
西川　英雄　萩元　明教　田中　庸一
瑞宝双光章を授ける（各通）
（宮城県警部補）
梶村　久慈
瑞宝小綬章を授ける（各通）
浅川　佳代　佐藤　早苗
市川　明　飯嶋　昭一　井石　裕史
樽　哲也　久保田宇作　櫻井　博
藤木　文和　内藤　幹夫　東野　芳
堀　俊明　古川　正美　古山　弘
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十三年十二月四日）
高橋　弘行
柳生　義弘
瑞宝双光章を授ける（各通）
知野　弘

中野　忠郎
瑞宝単光章を授ける（以上二十三年十二月五日）
小林　哲夫　須田　靖彦
瑞宝小綬章を授ける（各通）
阿部　順吉　古賀　寛了　小塚　隆夫
田原　壽　細川　榮　松本　巖
山田　嘉典
瑞宝双光章を授ける（各通）
阿部　安行　酒井　昭二
本田　雪雄　茂木　富次
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十三年十二月六日）
勝浦　寛　鈴木　勉
瑞宝小綬章を授ける（各通）
岡本　勝己　小池　平義
野崎　實　六車　脩　山科　英彌
山村　能伸　渡辺禮次郎
瑞宝双光章を授ける（各通）
小野寺正吾　斎藤　貢一　宮本　正人
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十三年十二月七日）
増井　光子
瑞宝双光章を授ける（二十二年七月十二日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、1月1日キューバ国の国祭日につき、平成二十三年十二月二十八日同国国家評議会兼閣僚評議会議長閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、エアーセントラル乗員組合から、安全運航の確保等の要求に関して、平成24年1月17日以降、同組合の組合員が従事するANAウイングス株式会社の全職場（北海道、宮城県、秋田県、千葉県、新潟県、愛知県、大阪府、愛媛県、高知県、福岡県及び熊本県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成24年1月5日

厚生労働大臣　小宮山洋子

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、エアーニッポンネットワーク乗員組合から、安全運航の確保等の要求に関して、平成24年1月17日以降、同組合の組合員が従事するANAウイングス株式会社の全職場（北海道、宮城県、秋田県、千葉県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、島根県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県及び大分県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成24年1月5日

厚生労働大臣　小宮山洋子

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十三年十二月十五日付けで指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十九条の規定に基づき公告する。

平成二十四年一月五日

国土交通大臣　前田　武志

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
独立行政法人都市再生機構	大阪府門真市本町確定測量図及び調査簿	大阪府門真市本町の一部
長崎県	長崎県五島市三井楽町貝津地区確定図及び調査簿	長崎県五島市三井楽町貝津地区の一部